

新型コロナウイルス感染拡大に関する貸館対応について

1 キャンセル料

新型コロナウイルスの感染状況に係る理由で、主催者の判断により中止にした場合のキャンセル料を一部引き下げます。

(施設使用規程の特例)

会場	使用日の前日から起算	特例	規程
多目的大ホール	61日前までの申し出	なし	なし
	31日前までの申し出	なし	3割
	11日前までの申し出	なし	5割
	10日前までの申し出	全額	全額
その他の会議室等	11日前までの申し出	なし	なし
	10日前までの申し出	全額	全額

2 緊急事態宣言が発令されている地域からの申込みの場合

主催関係者は、PCR 検査等で陰性を確認し来館をお願いします。

また、対象地域在住の講師や参加者等が想定される場合は、その方々についても PCR 検査等を受検するよう働きかけをお願いします。

3 県内及び緊急事態宣言が発令されていない地域からの申込みの場合

申込者は、緊急事態宣言が発令されている地域在住の講師や参加者等が想定される場合は、その方々について PCR 検査等を受検するよう働きかけをお願いします。

4 使用会場内の消毒液・使用時間中の換気・マスクの着用等について

今までどおり主催者で対応をお願いします。

5 この対応の対象期間

使用日 9 月 1 日から国の終息宣言が発表されるまでの期間とします。